

男鹿海洋高等学校寮規程

第1条 寮の名称及び位置

寮の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 秋田県立男鹿海洋高等学校北辰寮

位置 秋田県男鹿市船川港南平沢字大畑台42

第2条 施設の管理運営

寮は学校が管理運営し、運営の一部を外部に委託することができる。

第3条 入寮定員

入寮定員は14人とする。

第4条 入寮資格

本寮に入寮しようとする者は、次に掲げる条件に該当する生徒でなければならない。

- (1) 秋田県立男鹿海洋高等学校に在籍する者又は入学予定者であること。
- (2) 遠隔地のため通学に困難が生じると認められる者であること。
- (3) 規律ある共同生活ができると認められる者であること。

第5条 入寮許可

入寮を希望する生徒は、入寮許可願（様式1）を校長に提出し、許可を得るものとする。

第6条 寮費の納入

- (1) 入寮の際には入寮費を納入しなければならない。
- (2) 毎月定められた期日までに寮費を納入しなければならない。
- (3) 寮費については、校長が別に定める。

第7条 退寮

退寮を希望する生徒は、退寮許可願（様式2）を校長に提出し、許可を得るものとする。

第8条 寮の運営等

寮の運営その他必要な事項は別に定める。